

受診者の権利と責務

健診は、受診者と医師及び医療従事者、医療機関との信頼関係で成り立っております。

当クリニックでは、受診者皆様の権利を認識し、これらを尊重した医療を提供致します。

1. 安全で良質な医療を受ける権利

受診者は、良質で安全な医療を公平に受ける権利があります。

2. 選択の自由の権利

受診者は、担当の医療スタッフや病院を自由に選択し、変更する権利(セカンドオピニオン)があります。またいかなる治療段階においても他施設の医療スタッフの意見を求める権利があります。

3. 自己決定の権利

受診者は、健診内容を自ら決定する権利があります。

4. 情報を知る権利

受診者は、記載されている自己の情報を知る権利があります。

5. プライバシー保護の権利

受診者は、健診に関する個人情報やプライバシーが守られる権利があります。

6. 意見を表明する権利

受診者は、病院や医療看護サービスに対して苦情を含めて意見を表明する権利があります。

7. 医療をともにすすめる責務

受診者は、最適な医療看護サービスを受けるために必要な個人情報を常に提供しながら、医療スタッフと協力して診療に積極的に参加し、医療をともに進めていただく責務があります。

以上

制定日 平成 25 年 10 月 1 日

みなと健診クリニック